

参議院建設・大蔵連合委員会會議録第一号

昭和二十八年七月二日(木曜日)午後一時三十九分開会

委員氏名

建設委員

委員長 石川 清一君
理事 石井 桂君 理事 石川 榮一君
理事 三浦 辰雄君

石坂 豊一君 小澤久太郎君
鹿島守之助君 松岡 平市君
赤木 正雄君 飯島連次郎君
江田 三郎君 小笠原三男君
近藤 信一君 三木 治朗君
木村藤八郎君

大蔵委員

委員長 大矢半次郎君
理事 西川 五郎君 理事 小林 政夫君
理事 菊川 孝夫君 理事 森下 政二君
青柳 秀夫君 大屋 晋三君
岡崎 眞一君 木内 四郎君
藤野 繁雄君 安井 謙君
山本 米治君 土田国太郎君
前田 久吉君 三木與吉郎君
成瀬 幡治君 野澤 勝君
天田 勝正君 堀木 謙三君
平林 太一君

出席者は左の通り。

建設委員

委員長 石川 清一君
理事 石井 桂君

委員

石川 榮一君
石坂 豊一君

大蔵委員

委員長 大矢半次郎君
理事 小林 政夫君
森下 政一君

委員

木内 四郎君
藤野 繁雄君
土田国太郎君
前田 久吉君
三木與吉郎君
成瀬 幡治君
堀木 謙三君
平林 太一君
田中 角榮君

衆議院議員

國務大臣

政府委員

大蔵省主計局長 河野 一之君
大蔵省主計 白石 正雄君
局法規課長 渡邊喜久造君
大蔵省主税局長 南 好雄君
建設政務次官 富樫 凱一君
建設省道路局長 富樫 凱一君
事務局側

事務局長

常任委員 菊池 曜三君
常任委員 会専門員 武井 篤君
常任委員 会専門員

常任委員 木村常太郎君
会専門員
常任委員 小田 正義君
会専門員

本日の会議に付した事件

○道路整備費の財源等に関する臨時措置法案(衆議院提出)

〔石川清一君委員長席に着く〕

○委員長(石川清一君) それでは只今より道路整備費の財源等に関する臨時措置法案に関する建設、大蔵連合委員会を開きます。

慣例によりまして私が司会をさせて頂きます。先ず発議者より提案理由の御説明をお願い、その後質疑を願うという順序で議事を進めたいと存じます。それでは提案理由の御説明をお願いします。

○衆議院議員(田中角榮君) 只今議題となりまして道路整備費の財源等に関する臨時措置法案につきまして簡単に提案理由の御説明を申し上げます。

我が国の道路の現況を見ますと、国道、都道府県道を併せまして、その延長約十三万八千キロに達するのであります。

延長約十三万八千キロに達するのであります。このうち一応改良せられましたが、残る七〇%、即ち延長九万六千三百キロは未改良の道路であります。

而もその中には約一万六千キロの自動車交通不能の区間を含んでおるのであります。又舗装道路の状況は簡易舗装を含めて六千三百キロでありまして、改良済延長の一五%に過ぎない状態であります。

然るに最近目覚ましく発達しつつある自動車は、遂に戦前最高の三倍以上に達し、七十五万台を数えておる状況であります。而もこれらの車輛は大型化し、重量化し、高速度化しておるものであります。現状の道路ではとてもこれに耐えられぬ有様であります。

道路の整備は緊急を要する問題と言わなければなりません。

他面道路整備の進捗状況を見ますと、昭和二十一年度より昭和二十七年までの公共事業費、道路費によつて整備せられたものは僅かに改良約三千キロ、舗装約七百キロにしか過ぎないのであります。

昭和二十八年度予算案において漸く増額されまして百四十億円となつたのであります。これが、これによつても九百八十キロの改良と四百四十キロの舗装新設が行われるに過ぎない状態であります。

かかる状態でありまして、道路の整備されるにはなお数十年を要することと考えられ、甚だ寒心に堪えないところであります。

このような道路の状況及び自動車の激増に鑑みまして、一級国道及び二級国道並びに政令で定める都道府県道その他の道路につきまして、昭和二十九年年度以降、舗装、その他の改良及び修繕に関する五カ年計画を確立すると共に、ここに道路を利用する者がその殆んどを負担している揮発油税収入額と同相当額以上をこの道路整備計画の突

施に要する道路法及び道路の修繕に関する法律に基く国の負担金又は補助金を

の財源に充てることにして、自動車交通の安全保持とその能率の増進に寄与したいことが此の法律を提案する理由であります。

なお、地方公共団体に對する負担金の割合又は補助率につきましては、道路法及び道路の修繕に関する法律の施行に關する政令の規定にかかわらず、政令によつて特別の定めをなすことができることとし、高率の国の負担及び補助をなし得る途を開きたいと存じております。

なお、本法律案は、衆議院建設委員会多年に亘る各党一致の研究になるものであります。前国会に衆議院建設委員会各党一致の提案と相成り、衆議院本会議におきまして、全会一致にて可決、引続き参議院送付となり、当建設委員会に付議せられ、大蔵、予算両委員会との連合審査会の議を経て、委員会におかれては原案通り可決すべきものと決し、本会議の日程に上程と相成つたのであります。幸い各党各位の御支援により、今回再び本案が提案となり、衆議院におきまして慎重審議の結果、全会一致にて可決せられ、参議院の議に付されたわけであります。本

法公布の時は、我が国道路整備に固期的曙光を見出し得ることでありまして、皆様と共に御同慶に堪えないところであります。折角御審議の上御賛成あらんことを希い、提案理由の説明を終る次第であります。

○委員長(石川清一君) 現在政府側から出席しております政府委員は、建設省の事務次官稲浦君、道路局長富樫君、路政課長曾田君でございますが、大蔵省主税局長渡邊君はまだ見えておりませんが、出席の予定になっております。質問はできることであれば大蔵委員のほうから先にお願いをいたしたいと思ひます。

○小林政夫君 かねて大蔵委員長を通じて大蔵大臣、主計局長の出席を要求いたしておりましたが、本日出席ができません。質問の点から開いて行かないと進めませんので、どうしてでも出席ができないということであれば、連合委員会は他日の機会にして頂いて、本日は我々のほうとしては質疑の展開がしにくいのです。

○委員長(石川清一君) 本日は大蔵大臣は衆議院の予算委員会に出ております。政務次官は病氣ということであり、主計局長も予算委員会に出ております。次長は米田と折衝、関係官の多くは災害地に出張しておる状況でございます。

○木村八郎君 関連しまして。私は前に大蔵委員であつたのですが、大蔵関係で問題になる点は、この前向井大蔵大臣が、このガソリン税を道路費に充てるのは目的税になるという点が一番問題になつたのです。そのときに向井大蔵大臣の考え方が非常にいいもので、自分はこういうものにはつきりと賛成したわけじゃない。閣議の閣僚の意見が一致しておらなかった点が非常に問題だつたのです。従つて今度小笠原大蔵大臣はどういう考えを持つてゐるかということが非常に重要な点なん

です。従つて大臣がお見えにならないと、主税局長だけでは、政治的な問題でございますので、十分質問する趣旨に対する答弁ができないと思ひます。ですからやはり私は大蔵大臣があられないという事は、これは建設委員会との合同委員会を開いても意味がないと思ひます。やはり私は小林君の言われたことが当然であらうと思ひます。そういうふうな私に取つて頂きたいと思ひます。

○小林政夫君 是非今のようにお取引をお願いしたいのですが、折角お集りでありまして、提案者から説明のあつた、解散前の前国会におけるこの法案に対する、衆議院側の提案者はよく御存じですが、参議院のほうでは、今提案者の言われたような情勢のみではなかつたわけでありまして。当建設委員会においては衆議院送付の原案通り可決されたのであります。翌日の本会議へ上程する際には少くともこの程度は修正しなければならぬという修正案が出ておつたはずであります。而も当時の情勢から行かば、その修正案が可決されると我々は数を読んでおつたわけで、その点はなお御研究をお願いいたします。

○委員長(石川清一君) 速記をやめて。
午後一時四十八分速記中止
午後二時二十三分速記開始

○委員長(石川清一君) いや速記をつけて下さい。大蔵大臣が見えましたが、衆議院の予算委員会が開会されておるので、質問は簡潔に要領よくお願いいたします。

○小林政夫君 それでは最初にこの法案についての

案についての

○国務大臣(小笠原三九郎君) この法律案につきましては、ガソリン税を目的税とする趣旨ではないと存じます。が、何分にも今後の予算編成を拘束する筋合いとも相成りますので、その程度を最小限度にとどめて頂きますよう御協力を願へば幸いに存じます。

○小林政夫君 その程度を最小限度にとどめるといふことは、具体的に申しますとどういふ御趣旨ですか。

○国務大臣(小笠原三九郎君) 予算編成を拘束する程度をつまり最小限度にとどめて頂きたい、こういう趣旨でございます。(笑)

○小林政夫君 私は具体的にこの法案について大蔵大臣の見解をお尋ねしておるであつて、この法案の第三條をお読みになると、大蔵大臣はお読みになつたでしようが、お読みになると、「当該年度の税収入額に相当する金額を」といふことになつております。これは拘束する程度を最小限度と申しましたも、この書き方によると、「当該年度の税収入額に……」これは前回の際に我々研究したのであります。法律用語としてもびちやつと合つた金額をこの道路整備費に注ぎ込まなければならぬ、こういう趣旨なんです。これがいいか悪いかというのを聞いてゐるのです。

○国務大臣(小笠原三九郎君) そういふ趣旨で作られてはいない。ように私ども解しておるのをごいしますが、私の申し上げる趣意は、少くとも道路は地方負担に属するものでも入れてもらへれば結構なんです。こういう意味

なんです。そこまで括弧で頂くと結構です。こういう意味なんです。

○小林政夫君 そうすると道路建設費、或いは整備、建設というものを全部ガソリン税収相当額で賄つて欲しい、こういう意味に取れるのですが、一応そういうふうな趣意であつても、はつきりガソリン税収相当額、こういうものを目的税ではないと言ふことであるが、併し目的税ではあるわけなんです。すると大蔵大臣として、一体国の財政を総合的に切り盛りをしなければならぬ財政責任者として、こういうふうな特定の税収入を特定の用途に縛りつけるということが望ましいことであるかどうかということについての御見解はどうですか。

○国務大臣(小笠原三九郎君) 私が承知しておりますところは、御承知の通りガソリン税のうちには道路以外に使用しておる分も相当ございますので、従つて私どもとしては税率その他の関係は大蔵省のほうで漸次きめ得ることであるから、そこで今申上げたような点でこの予算編成を拘束する程度を最小限度にとどめて頂くように御協力が願へるなら結構である、こういう意味を申上げておる次第であります。

○小林政夫君 具体的に大蔵大臣の言われたことを掘り下げると、現在ガソリン税はキロ・リッター一万一千円というところになつておりますが、それを場合によつて半分にして五千円にしたり、あるいは道路整備費を少くする、或いは場合によつてはガソリン税の税率を一万一千円を二万円にする、こういうことによつて道路の建設及び整備に必要な財源は全部ガソリン税の税率を上げ下げすることによつて入用

なだけ出して行こう、こういうお考えですか。

○国務大臣(小笠原三九郎君) そうではございません。そういう意味ではなくて、私どもの意味は、この税率の上げ下げはそのときの輿情によることでもあるし、又他の税率との関係等もあることなので、その点大蔵省のほうできめ得るようになっておりますから、この点を突は申上げておる次第であります。この上げ下げすることによつて、それを全部その額だけを……目的税ではございません、目的を道路だけのものに持つて行く、こういう趣意ではございません。

○小林政夫君 どうもはつきりしません。ガソリン税収相当額は如何なる税率にならうとも、要するにそれだけのものは道路建設及び整備の最低限度として、それ以上の国費を他の税収から注ぎ込むことがある、こういう意味の弾力性でございますか。

○国務大臣(小笠原三九郎君) 政府委員より答弁いたします。

○政府委員(河野一之君) 揮発油税の持つ、相当する金額をという意味でございます。私どもは金には、一応歳入に入りましたものは、どういふ金が入つたか区別はないのでございしますが、我々の財政を援つております者の立場をいたしましては、そのガソリン税の中には相当部分が工業用にも使われるものもございしますので、道路等の直接関連を持つようなものについては、そういうことをするのであるならば、弊害は割合に少ないのではないかと、いふふうに第一に考えるわけでありまして、それから第二には、国で出します道

路

路の範囲と申ししてもいろいろござい
ます。例えて申しますれば、特定道
路もそうでありまして、又道路の災害
復旧も道路の費用でございするが、
このガソリン税を使つて、目的税で
ございせんが、そこを一応の目安
にしてやるということになります
と、それと非常にマツチしたような経
費を考へるのが相当ではないか。そう
いうような意味におきまして、この法
案は目的税という建前でお作りになつ
たものではないといふに我々は考
へられるのであります。又そういう点
におきまして実際上予算的な拘束を受
ける点もございするで、そういう点
につきまして御協力を願へば甚だ幸
いだと、こういう意味で大臣は申上
げておるわけでありまして。

○小林政夫君 そういふことでありま
すと、この第三條の書き方というものは、
「税金収入額程度の金額」と、こゝ書
くならあなたの方御希望通りになる
が、「税金収入に相当する金額」とい
うことなら一銭一厘も違つてはいけ
ない。それが大蔵大臣として望ましい
ということなんです。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 小林さ
んの言われる通りに見えますので、そ
ういふ点もあるから、今申上げたよう
な御協力を願つておる次第なのでござ
います。

○小林政夫君 そうしますと、提案者
田中角榮氏は自由党員であります。大
蔵大臣も自由党内閣の大蔵大臣、先般
のときもそういうことで問題になつた
のであります。大蔵大臣の今の御希
望通りにしようと思へば、税金収入額
度の金額といふことにしなければなら
ない。党内で一つもう一遍相談し直す

ということをおやりになりませんか。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 党内の
問題は田中さんにお答え願つたほうが
いいと思つたのですが、大蔵大臣として
申しますと、まあ運用よろしきを得て
頂ければいいんじゃないかと実は思つて
ございするがね。

○小林政夫君 運用よろしきを得ると
言つても、この法案通りだつたらそう
は行かないのですよ。

○衆議院議員(田中角榮君) ちよつと
お答え申上げますが、この問題につ
きましては、前に法律案を提出しまし
た前国会におきましても論議をせられた
点であります。自由党ばかりではな
く、衆議院におきましては各党提案で
ありますし、自由党内閣におきまして
も相當の論議を尽くしたわけでありま
す。多数意見としてこの原案を採択し
たしておる次第であります。なおこの
問題につきまして最後に調整をする
とすれば、議員提案でありますので、議
院で修正をする以外に手はないと思
つております。衆議院におきまして
は各党一致で、この第三條は修正を
しないで、現在提案しております條文
通りのほうがよろしいという認定を
しておるわけでありまして。

○小林政夫君 僕は提案者の御意向を
聞いてゐるわけではないのです。大蔵
大臣がもう一遍……今私の質疑応答
の過程において、余り大蔵大臣はこの
法案の内容といふものについて正確な
知識を持つておられんと思つた。だから
今ここで氣付かれたのだから、もう一
遍附つて党で相談し直してみゐる氣持
があるかないかといふことを大蔵大臣に
聞いておるのです。

○國務大臣(小笠原三九郎君) まあ大
蔵大臣としては先ほど申上げた通りで
ございするけれども、併し国会のほう
で御修正その他の事情について私ど
も何も申上げる考へを持つておりませ
ん。そういう皆様の御権限に對してか
れこれ申上げる意向は持つておりませ
ん。

○小林政夫君 大蔵大臣が言つたから
我々が受へるとか受へんとかいふこと
を聞いておるのじやなくて、我々が受
へるといふことは、皆の意見がまとま
ればお説の通り多数によつて法案の修
正は可能で。併し、あなたが今ここで
初めてこれではなか、御希望のよう
に弾力性のある運用はできないといふ
ことがおわかりになつたのだから、も
う一遍……国会で然るべくやつてく
れといふことでなしに、もう一遍党で
練り直してみようという氣持はあるか
ないか。それは党議決定だから仕方が
ない、あとは然るべく国会でやつてく
れと、こういう御意思なのかどうかと
いふことです。私の希望は、もう一遍
練り直してもらいたいといふことで
す。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 私の
大蔵大臣としての意見は先ほど申上げ
た通りであります。併し、国会のほう
の議員の方の御提案でございする
ので、そのほうの御決定によることに
いたしたいと思つてゐます。

○小林政夫君 そうすると議員提案だ
と言つても、一応今提案者代表田中角
榮氏が言われたごとく、これを自由党
は党議として云々といふことで、まあ
自由党は、自由党の代表として、お
おねえと建設常任委員の方のよう
であります。提案者になつておりま
す。そういうことだから、議員提案だ

から、大蔵省が出したのではないのだ
から云々といふようなことでなしに、
今は自由党員小笠原三九郎氏が大蔵大
臣だ、こゝういふことで、もう一遍党
のほうで再考の余地……、再考しよ
うじやないか、もう一遍考へてくれとい
ふことを持ち出してゐる御意思はない
かといふことを聞いておるのです。

○國務大臣(小笠原三九郎君) どうも
大蔵大臣としては、議會でやつて頂
く以外に……、私の意向は先ほどから申
上げておる通りでございするから、
さう御了承願ひたいと存じます。

○小林政夫君 それで大蔵大臣の氣持
はわかりました。それでは小笠原大蔵
大臣は、道路整備にこの法案が所期す
る金額、まあ本年度のガソリン税収は
百八十六億と承知いたしております
が、この程度のものをこの法案の所期
するところでは道路整備費に使うと、
こゝういふことなんです。それで新設等
はこの五カ年計画を見てみてもないわ
けです。おおむね補修整備という費用
に使うといふことですが、二十九年
度予算に關係ありませんが、これだ
けの費用を道路整備費に使うことが妥
当であるとお考へになつておるかどう
か、又、先の大蔵大臣である向井大蔵
大臣が本案の審議の際に、おおむね
ちつとこの税金相当額といふわけには
行かないけれども、日本の道路の不
十分な点から考へて、この整備費には
この程度の予算は、特別なこゝういふ法律
を以てしなくても、大蔵大臣としては
毎年予算には計上するつもりだと、こ
ういふ発言があつたわけですが、新大
蔵大臣はこの道路整備費についてどう
いうふうにお考へになるか。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 私とし
ては先ほど申上げた通りに、大体
この新設その他まで括けて頂きたいと
いふことを希望として、この地方負担
の分までやつて頂くことに御協力頂
きたいといふことを申上げております
ので、これを全額そのまゝ今仰せになつ
たような道路の整備補修だけに使う
のでは、全くいゝゆる予算制を拘束す
る筋合いとなるので、これは望まし
くない。そこでもう少し上げた意味で、
この程度を最小限度にとどめて頂く
ように御協力を願ひたいといふように申
上げておるのでございします。

それからなお、これは一つの考へ方
でございしますけれども、例えば工業用
に使うようなガソリンといふものを全
部別途に除いてしまふといふことにな
りますれば、これは又別の考へ方も出
て来るのではないかとこゝういふに、こ
れはちよつと思ひ付いたことで甚だ相
濟まんのですが、こゝういふふうにも感
じます。

○小林政夫君 まあ細かい数字的なこ
とは事務當局から聞きますが、大体大
蔵大臣の、こゝで思ひ付かれたとい
ふことですが、今の財政支出九千六百
億、この一般会計の財政の規模が現在
程度である場合において、この百五十
億乃至百六、七十億の道路整備費を
かけてこれはまあ五年間出してくれとい
ふことなんです。五年間出しては、ま
あそこ十億や五億の出入りはあつて
も、財政規模が同じであるならばこの
程度の整備費は組むべきだといふ考
えかどうかといふことをお尋ねしたい
のです。

○國務大臣(小笠原三九郎君) その点
につきましては、私も大体今年度程

度のもは組みたいと思つておりますが、それ以上は、国の財政状況もあることで、実は如何かと考えております。

○小林政夫君 今年度程度のもは毎年これから五年間ぐらひは組める、別にこういう法律がなくても組めると、こういう御意思と承つてよろしくございませう。

○国務大臣(小笠原三九郎君) 大体さうでございます。

○小林政夫君 そうするともう一遍念のため聞きますが、そういう大蔵大臣がお腹であるならば、今のこういう法案を作つて、はつきりと法律的に予算に五年間に亘つての道路整備費というものを組むというようなことをしなくとも、閣議において大蔵大臣の今の気持ちに賛成を得て、そうして予算編成のときに盛り込めれば足るのであつて、この法律案はなくても、大蔵大臣としては提案者の希望するような道路整備費は出すのだと、こういうことは言えると思つてますが、如何ですか。

○国務大臣(小笠原三九郎君) この法案は実は国会がお出しになつておるので、その点についてはどうも申し上げかねるのでありますが、私どもとしては、本年度程度、或いは又財政上許せばもう少し余計でも出したいくらいに考えてはおります。この法案は国会でお出しになつておるので、これについては、私どもかれこれ申し上げかねることは、小林さんにも御了承を得られることと思ひます。

○小林政夫君 それはもう国会が出しておるので、政府が出しておるのではないから、それで今度は大蔵大臣に聞

いておる。別にこの機に及びませんと断言できるであらうと思つてお尋ねしておるわけですか。

○国務大臣(小笠原三九郎君) 国会がお出しになつたものをその機に及ばんなどというのを申したら、卒直に言つて大きなお叱りを受けるだらうと思ひますから、これはちよつと避けさして頂きたいと思ひます。

○小林政夫君 私は、この法律案を作つてくれとか何とかというこでなしに、誠心誠意今のような予算を組むのだから、まあ自分の卒直な心持としては、強いてこういうふうな作られ方をしなくとも済むじやないかというように、卒直な意見としてはお聞かせ願つても、別に叱るとか叱らんとする問題ではないと思ふ。それが最初から申上げておるうちに、大蔵大臣のこの法案についての意見はどうですかというのと、結局そこへ落付くんじやないかと思つてお聞きしておつたわけですか。

○国務大臣(小笠原三九郎君) この法律につきましては、最初申し上げました通りの御返事になるのでありまして、私は実は卒直に申し上げまして、これは数カ年間に亘つてのことです、私が大蔵大臣をしておるのは一体何年間かわかりませんので、そういう点については問題もかれこれございませう。従いまして私としては今申し上げた通り、私が任にある間につきましては、まあ予算編成権を拘束する程度について最小限度にとどめておくならば、そういう点に御協力さえ願へば差支えない、かように考えておる次第でございます。

する質問は私一応やめます。

○木村龍八郎君 ちよつと大蔵大臣に伺いたいのですが、今度揮発油税は改正案によつて百八十六億あるわけですね。それでこの法律案が通ると、揮発油税を大体そちらに向けますと、そこに揮発油税ばかりじやないです、これはまあ全体の税収と一緒に運管されるのですが、ほかに予定された経費を削るか何かしなければならぬことが出て来ませんか。

○国務大臣(小笠原三九郎君) これはまあ、これが二十九年度予算になりまするの、従つて二十九年度予算編成のときにこの問題については篤と考へてみたと思つております。

○木村龍八郎君 大蔵大臣は二十九年度の財政というものがどういふものであるかということは大体おわかりであるはずだと思ふのです。殊に二十九年度は、財政投融資の關係において、これは非常な困難に陥ることは御承知の通りだと思ふのです。二十八年度予算で殆んど蓄積資金を全部食つちやつておるわけですから、あと残りはもうインベントリー・ファイナンスにおける蓄積しかないんです。且返資金も、それから政府の二十六年度の剰余金も、それから資金運用部の手持國債も、余裕金も、全部二十八年度で食つてしまふのです。御承知の通りですね。従つて二十九年度の財政計画は、投融資関係から非常な困難に陥るのですね。そういう見通しに立つた場合、こういう財源を拘束するような法律に対して大蔵大臣は一体どういふふうにお考えになつておられますか。

○国務大臣(小笠原三九郎君) その点から、さつき申した通りに、その程度

を最小限度にとどめて頂きたい、それに御協力して頂きたいと申上げておるわけなんです。

○委員長(石川清一君) ちよつと申し上げますが、衆議院の予算委員会から大蔵大臣の出席を強く要望しておりますので、簡潔に一つお願いいたします。

○木村龍八郎君 そこで大蔵大臣は、こういう法律案が出て来れば都合がよいのですか、これは好ましいとお考えですか、これは財政当局としては、大蔵大臣は一応の意見がなければならぬはずですが、又我々としても、国会議員の立場からいつて、これは他の会派の議員諸君が出されたのですけれども、労働党は賛成しております。議員から予算編成権を拘束されるような議案を出すべきでない、私はこういう見地に立つております、従つてこの法案を出された人とは私は意見は違ふのです。勿論道路計画自体の必要性については私は賛成しているのです。併し財源の捻出方法については意見が違ふので、大蔵大臣として、財政当局として、目的税的な性格を有するそういうものに対して基本的などういふお考えを持っておるか、この点承つておきたいのです。

○国務大臣(小笠原三九郎君) まあ止むを得んことと私どもは承知いたしております。

○木村龍八郎君 止むを得んということは、好ましくないけれども、国会で通つてしまふ止むを得ないと、こういうことなんでしょうか。

○国務大臣(小笠原三九郎君) それはどの意味でなくて、非常に好ましいとは思ひながら、先ず止むを得んと、こういう意味です。

○木村龍八郎君 私は、小笠原先生は財政家としてこれから相當に評価しようと思つておつたところなんです。併し財政当局として、若しそういう好ましくない、日本の将来にとつてです、これは自由党内閣であらうとほかの内閣になつたときも、こういう目的税的なものを、こういうものを作るべきではない、この財源は全体的に総合的に運用しなければならぬのです。道路計画だけにこういう財源の紐付きのようなものを私は作るべきではないと思ふ。従つて大蔵大臣が一つの見識をお持ちになるならば、こういう法案を阻止されるように努力されるべきです。殊に自由党の方々が中心になつておられるのですから、その方向に一応大蔵大臣は努力される御意思はないのですか。

○国務大臣(小笠原三九郎君) 私も税が目的税になるということは望ましくないとと思ひます。併しこれは目的税になるというこではございませぬので、税率その他はやはり大蔵省できめ得るということにもなつておる。そこで實際面を申しまして成るべく、これが多少とも予算を拘束するようになりましますから、そこでこの制度を最小限度にとどめて頂くように御協力願へればよろしいと、こう実は考えておる次第です。

○木村龍八郎君 ところが道路整備五カ年計画を見ますと、ガソリン税充額として、二十九年度は二百二十億、三十年代は二百四十億、三十一年度は二百六十億、三十二年度は二百七十五億、三十三年度は二百八十五億というように予想しておるのです。従つて先ほどの大蔵大臣の御答弁と違つて

らも言われたように、自由党議員の人さへ何とか引込めればこの案は引込むのだから、自由党の大蔵大臣としてはもうちよつと党内において一つ意見の調整をされる考えに積極的になつてもえなないかと、こういうのです。

○国務大臣(小笠原三九郎君) どうもさつき申上げたことを繰返して、御協力をお願いするという以外に、私どもとしてはお答えすることはできません。

○木村義八郎君 では最後に簡単に一点だけ。大蔵大臣は目的税というものについてどうお考えですか、それだけ伺つておきます。

○国務大臣(小笠原三九郎君) 私は税の目的税という名前を望ましいものとは考えておりません。

○赤木正雄君 この法案が参議院を通過した場合に相当の金が道路につきまします。道路のよくなることは私は無論喜びます。併し御承知の通りに九州地方にも大蔵水害がありました、いゝゆるそういふ莫大な金が要る場合に、この法案に準付されて、或る一定の金がそこに行く關係上、治水方面における公共事業費が万一減らされるということは大蔵なことなんです。それに対して大蔵大臣は、この法案の義務とは別個に、治水事業には今まで以上の関心を持つて予算をつけられるつもりでありますか、これに関連しますから伺ひたいのです。

○国務大臣(小笠原三九郎君) 赤木さんの仰せになつた治山治水の肝要のこととは私的に認めております。特に今度の水害等まだ原因はわかりませんが、見ましても、やはりそれが欠けておる点で一時的な出水が多くなつておるといふふうに考えられますので、この費用につきましても、十分私どもも考えた、かように考えております。

○江田三郎君 さつきから大蔵大臣の答弁を聞いておりました、木村委員なり小笠原委員から指摘されたように、この法案を文字通り解釈したものと相当違ふ。例へばこれにははつきりと鋪張その他の政策及び修繕と書いてあるけれども、大蔵大臣のの新設も入れても入りたい、或いは地方負担のものまで入れてもらいたい、こういうことがありまして、税収入額に相当する金額というものを文字通り解釈されては困る、その点は運用よろしきを得なければならぬ、そういう点で、實際この通りは来年度の予算では執行できんということをはつきり言われておるわけですが、若しそれはつきり言われておつて、この法律案が通過した場合に、これは法を適当に運用すると言つたところでは、はつきり書いてあることなんです、そこには矛盾が起きますわけですが、その点は一併言ひました大蔵大臣の氣持が、この法案が通過したときには、法がなんぼ通過しても、法律を無視されておやりになるか、どうなるのか、その点のお氣持をお聞かせ願ひたい。

○国務大臣(小笠原三九郎君) その点につきましても、つまり私どもはこの予算編成を拘束する程度を最小限度にとどめるように一つ御協力をお願いしたい、かように実は考えておる次第でございます。

○江田三郎君 そう言われることは、小林君が重ねて聞かれたように、この法案をどこか修正しなければ困るといふことなんです、この法案はこの法案で通つて、それで又修正案を政府のほうで出されるというところなのか、或いは法律が通つても法律を無視して行かれることになるのか、その点どちらなんです。

○国務大臣(小笠原三九郎君) これは議員のほうの御提案でもございまして、で、これも極めて率直な言葉で相済みませんが、適当に一つ御協力をお願いいたします、適当に一つ御協力をお願いいたしますと存じ上げます。(笑)

○堀木三郎君 私はこの法律については前の国会のときに相当論議を尽くしたのです。併し又その法律の内容及び財政収入との關係等につきましても疑点になることを相当聞いたのですが、それはここで繰返したくないと思ひます。が、実は甚だ意外な感を受けるのです。戸塚建設大臣と、そのときの大蔵大臣は向井さん、向井大蔵大臣とか、それから提案の説明で、今日も御臨席になつておる田中さんと、お三人にさんざん私が聞いて詰めた。そうしたところが、お互いに詰めた、もう少し話し合ふ余地のある事柄であるということがわかつて、建設大臣も大蔵大臣も委員会の席上、よく相談してみます、これはどういふことを相談するのかわかりになるだろうと思ひます。余り露骨に申上げるのは差し控えますが、率直に言へば、政府間の、内部間のことを我々に調節させるという一つの底意を持った法案だとも言える。もう一つは、自由党内でもすでに調節できる問題でもある。いろいろなことが考えられるわけですが、で、実は大蔵大臣と建設大臣はよく相談した上で考えたいといふことを言われながら、大蔵大臣が変

ると、一体この法案がどこを向いていのか御承知ない、これは甚だけしからん話です。大臣が變つても、吉田内閣の延長だといふことは明らかです。こういう問題については、率直に言ひますれば、大蔵大臣はよろしくもう一遍御勉強なされた上で委員会に出て来て頂きたい。そうでないと私ども質問する甲斐がない。それだけを特に御注文申し上げます。

○国務大臣(小笠原三九郎君) 一応実は私も建設大臣とも打合せたのでありますが、併し十分でない点が私にありました。ただこの前のときと今とどういふふうに変つたのかと、そう仰せられれば、これは堀木さんに、これも私の率直な言葉でございまして、それども、その後政治情勢も大分變りましたからと、こういうお言葉で申上げるよりは、かたはなはいんじやないかと、こう思ひます。

○堀木三郎君 今度はもう一度建設大臣と大蔵大臣と両方呼んで頂きたい。これは殊に大蔵大臣は何とかおいでになれはすべしですが、おいでになれ余地がある。戸塚建設大臣は少くとも私に対して、若しも国会が出した法律だからといつて尊重されるなら、同時に国会議員の言説に対しても御責任を感じて頂かなければ、それでなければ私は何のために議会へ来ているのかわかりなくなつてしまふ。甚だ申訳ないが、建設大臣も一度呼びつけて、そうして出て頂いて、その上で合同委員会をして頂ければ、私は速記録を以て対決する用意があります。それだけ申上げておきます。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○江田三郎君 まあ大蔵大臣にまだ質問があるんですけど、帰られれば仕方ないですが、今堀木さんが言われるようにもう一遍呼んで頂きたいと思ひます。そこで大蔵省の主務局長が見えておりますから、私後學のために一席主務局長の考え方を教えて頂きたいと思ひますが、目的税とはいかなるものをいふのかという点です。

○政府委員(渡邊喜久造君) 税法上の嚴格な定義というものを今ここで御披露申上げることはできないと思ひますが、やはり目的税という限りにおきましては、一定の目的のために税が作られるというところが一つの大きな要点だと思ひます。従ひましてその税率、或いはそれによつて期待する税収等におきましても、その目的に使われる必要な財源、それがやはりおのずからその目的税の課税の對象或いは課税の税率、そういうものを規制して来るんじやないかというふうに思ひます。若しこの場合の例をすぐさういふふうに引いていかどうか多少疑問であります。が、わかりやすくするために、例へば今ここで以て議論になつておりますガソリン税の問題とこの道路の問題といふものを目的税というふうにはつきり規定したといふふうには考えてみます。と、結局ガソリン税の税率は道路の建設に必要な額といふものにおのずから規制されて来ると思ひます。勿論その場合におきましても、まあ考え方は幾らもございまして、目的税の税収だけで以て道路をするということも考えられますし、或いは更にそのほか一般財源を相当加えてその何分かの幾つかをガソリン税で徴収するということも考えられます。同時に又道路の建設

と、一体この法案がどこを向いていのか御承知ない、これは甚だけしからん話です。大臣が變つても、吉田内閣の延長だといふことは明らかです。こういう問題については、率直に言ひますれば、大蔵大臣はよろしくもう一遍御勉強なされた上で委員会に出て来て頂きたい。そうでないと私ども質問する甲斐がない。それだけを特に御注文申し上げます。

○国務大臣(小笠原三九郎君) 一応実は私も建設大臣とも打合せたのでありますが、併し十分でない点が私にありました。ただこの前のときと今とどういふふうに変つたのかと、そう仰せられれば、これは堀木さんに、これも私の率直な言葉でございまして、それども、その後政治情勢も大分變りましたからと、こういうお言葉で申上げるよりは、かたはなはいんじやないかと、こう思ひます。

○堀木三郎君 今度はもう一度建設大臣と大蔵大臣と両方呼んで頂きたい。これは殊に大蔵大臣は何とかおいでになれはすべしですが、おいでになれ余地がある。戸塚建設大臣は少くとも私に対して、若しも国会が出した法律だからといつて尊重されるなら、同時に国会議員の言説に対しても御責任を感じて頂かなければ、それでなければ私は何のために議会へ来ているのかわかりなくなつてしまふ。甚だ申訳ないが、建設大臣も一度呼びつけて、そうして出て頂いて、その上で合同委員会をして頂ければ、私は速記録を以て対決する用意があります。それだけ申上げておきます。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○政府委員(渡邊喜久造君) その点につきましては提案者の田中さんの御意見もいろいろ伺つてみたのでございしますが、一応ガソリン税をどういふふうに例へば現在の税率が高過ぎるとか、或いはもう少し上げてもいいのじやないかとか、そういうような考え方でものを考える場合におきまして、道路の整備計画自身と結びつけてそういう判断をすることには考えられておりませんで、結局税制といたしましては、他の全体の観点におきまして判断して、同時にこれは立案すべきものである。

ますか。

○政府委員(渡邊幸久造君) 私も事務当局でございますから、余り政治的にお答え申すつもりはないのであります。が、そういうふうに取り扱はましては恐縮でございしますが、一応私の信ずるところによれば、目的税であるというところとはつきすれば、一応やはりその道路計画といひますか、そういうものと税率なり課税の対象とか、そういうものとと税収というものは相当関連を持ち、おのずからそこにガソリン税といふものの構成について拘束がなければ

のくらのいところが元になつて出て来るやつですから、私はこれはもうはつきり目的税だと、こう思うのですが、余り嫌がらせをしちやいかんと思ひますからやめておきますけれども、まあよろしいようにお願いします。

○小林政夫君　今の江田さんの質問で、目的税ではないということ言われるけれども、これは税の発生の契機から考へて、あなたはそういうことの理窟が立つかも知れないが、もと／＼ガソリン税というのは、前からこういうふうに使つて目的を立てて、道路を

ますれば、結局この法案の意圖しますところは、ガソリン税の収入は道路の補修とかそういつた一定の目的に充てる、その意味において縛られておりますが、同時に又道路の経費がこれによつて縛られておる数字はいわば最低限度でございます、まあ他の経費との関連においてこれ以上において計上されるということとは、これは拘束がないわけでございます。従いまして、これはまあ税金全般の關係と結びつくと思ひますが、例えば税率を下げる、そうして収入が減る、併し道路の費用として

廃止するという問題が起きたら、そうするとやはり税制は法律が通ると拘束されて廃止できない、こういうことになつて来るのじやないですか、拘束されるのじやないですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 言葉の上のことではちつと認縮でございますが、私はこの法律案自身としましては、ガソリン税を廃止することをしてはいけないという意味はないのではないかと、いうふうに思つております。従いまして全体的な観点、税制の全般的な観点からしまして、ガソリン税の廃止を

東するに過ぎないのだという考えを
つておるわけでありませう。それは余り
にも道路費が少いというのには、日本に
おきまして陸海軍の軍隊の費用を計上
しておつた当時であつてさへも、総国
家予算の三乃至四割は道路の費用に
盛つておつたわけでありませう。然るに
現在いろいろの議論がありますが、防
衛分担金を計上しておらない九千
六百億に上つておる二十八年度予算案
を審議しておる現在においても、百四
十一億でありませうが、昨年度は驚くな
かれ八十六億五千万円でありませう。だ
からこういう道路に対する観念そのも
のを是正するためにこういうものが必
要であるので、私はこの法律ができる
ことによつて、よしんば拘束せられる
であらう政府の予算編成権に對して
も、当然拘束せられて結構であるし、
私はもう拘束しなければならぬといさ
え考へておるが、この法律案を提案
した主なる理由でありますから、一つ
そこを御了承願ひたい。

○小林政夫君 よくわかりましたが、
それだつたら端的に最低百五十億の予
算を道路整備費に當てるべし、こう言
つたほうがむしろ端的ですね、それで
いいじゃないか。

○衆議院議員(田中角榮君) それより
も道路目的の法律を作ろうといはし
ておつたことは、五、六年間各党一致
で研究して参つたわけでありませう。然
るに大蔵委員会の方々と、税制の権限
な方が御注意を下すつたその御意見
を入れまして、こういうふうに変態な
ものを作つて来たわけでありませうが、
而も私たちが前の議案に提案をした原
案は、ガソリン税収入額と同相当額以
上のものを盛らなければならぬとい

うのが原案でありましたが、これも大
蔵委員会及び予算委員会、特に主計局
の強い希望がありましたので、この程
度まで御変更願ひならば、そうして当
時の論争の焦点は、二十八年度予算案
を丁度審議しておつた際でありました
から、いわゆる法律義務が生じた場合
には、この通過した二十八年度予算案
に對して政府は法律義務が生じて、補
正予算を組まなければならぬという
ことが当然起きて来るから、二十九
年度以降に実施を延してあらば、一向
お出しになつて結構でありますとい
うような、いろいろの態度や警告があ
りましたので、その意味で不本意な
がらこのようにいたしましたわけであ
ります。

○木村義八郎君 もう何回も議論いた
しましたが、併し重要ですから簡単
に……。私これだけで今日は最後の質
問にいたしますが、田中さんの御熱意
は非常によくわかつております。それ
は私も非常に了承しておるのですよ。
ただこの問題は道路計画だけを御覧に
なるから……。我々は予算全体のバラン
スの上からいつて、例えば保安庁費を
削つて、そうして道路整備費のほうに
向ける、こういうことにすれば、そん
な法律を作らなくてもいいのです。併
し保安庁費を確保し、而も防衛分担金
も確保し、乏しい財源の中から無理に
道路だけを縛つてやるというのでは、
全体の予算のバランスから考へて如何
かと思ひます。だからこれは全体の予
算編成のバランスを考へてやらなけれ
ばならないのであつて、田中さんが防
衛費の削減に努力をしつつ、而もこう
いう御努力されるなら非常に了承する
のですが、片方ではこの防衛費とか或

いは保安費に賛成されておつて、大き
な支出を……。そうしてあとの乏しい
財源の中から道路費だけ法律で縛つて
そうして計上しよう、そこに問題があ
る。ですからこれは単に道路計画だけ
とお考へになると、或るほど田中さん
の御熱意のようにもしたくなるの
です。これはもう御無理もないと思ひ
ます。非常に御熱心であるから……。
決して私はこれは皮肉に言つておるの
じやない。私もこの道路計画はこのよ
うにしなければならぬと思つておるの
です。だからほかの予算を削つて廻すと
いう努力をすべきであつて、ガソリン
税をこういうふう固定して廻すとい
う考へ方は、そういう点から反對であ
る。そういう点から言つて、これは議
論になります。そういう点も考慮さ
れるべきじゃないかと思ひます。

○衆議院議員(田中角榮君) ちよつと
申上げますが、この法律案がただ道路
の整備費をふん取りたいというふうな
意圖に建設委員会が作つたようにどう
も言われがちでありまして、私も甚だ
どうも不本意の考へを持つておるの
であります。前にも私は当委員会でも申
上げました通り、この法律がどうして
できたかというところは、ただ道路の整
備だけというのでできたのではなく、い
ろいろな諸般の情勢を勘案しまして、
道路整備の具體的措置としてこの種の
法律案を出すことが最上である、こう
いうふうな観点によつて提出をいたし
たものだということを申し上げておるの
ですが、その一つは奢侈税に次ぐとこ
ろの非常に高い税であります。二万二
千円のうち一万一千円という非常に高
い、而も庫出し前に税がかかつておる
という税でありますから、非常に掠奪

徴税的な揮発油税法であります。そ
ういう意味におきまして、殆んどの大
衆の足にかかるといふふうな、一面か
ら言へば大衆課税じやないかという場
合に、当然この税の軽減、全廃とい
う問題が起きて来ておるわけでありま
す。勿論私たちのところにもガソリン
税の軽減、廃止の陳情もあるわけであ
ります。政府として考へた場合、こ
れを今までのように取つておつた税
法を全廃しようという気持はないであ
らう。そういうことを考へると、広
く世界に目を転ずるときに、先進国は
大体ガソリン税を目的税にしておる
し、アメリカも日本に匹敵するような
高率のガソリン税を食わせておるとい
うような状態である場合に、私たちは
業者が軽減、撤廃の運動を続けておる
現在において、これが撤廃できないと
いうことを前提にして考へた場合に
は、より効果的にこの税法を続けて行
くためにはどうすればいいかという一
つの措置として各界の意見を徴したと
ころ、こういうことを言つて来たわけ
であります。皆様のお手許にもある通
り、運輸交通費の過重な負担に悩む我
らは、当然のこととしてガソリン税の
全面撤廃を希望しつゝと要請いたしま
す。そうして改めてここに道路目的の税
としてガソリン税を納めたいと存じま
す。道路改良によるより日本の経済を
真の軌道に乗せる手はほかにないとい
ふからであります。いわゆる最も高
い掠奪徴税的な税に甘んじておるこの
業者が、一年間に十万台の新車を入
れて、九百億の金を払いながら、而も道
路が悪いために一年間に莫大な損耗を
こうむつておる現状から考へて見た場
合に、この高い税を五年間、十年間を

やる場合に、あえて軽減、撤廃の運動
をやめても、この道路費に入れてもら
いたいという熾烈な全国の業者の希望
がありまして、その希望にも副い、而
も国家目的が達成せしめられるなら
ば、我々はあえてかかる立法措置を講
ずることは当然であるという結論によ
つてこの法律案を出したのでありま
す。諸般の事情はいろいろ御考慮願ひ
たいと考へております。

○江田三郎君 田中さん、道路費が非
常に少いというお説なんですけれど
も、これは我々も少いと思ひます。併
し今木村さんが言われたように全体の
均衡ということが出て来るわけで、赤
木さんのごときさつきも、そういうこ
とになると治山治水の経費を食われる
のじやないか、こういう心配を當然さ
れるわけなんです。そこで折角この五カ
年計画を作つて、これはあなたの方
でお作りになつたのだらうと思つて
が、二十九年度に二百八十億という計
画ができまして、ガソリン税だけで
とさつきの話ではどうでもさうい
うなものには足らない。それじや
かから財源を何らか道路費のほうへ持
て来るかといつたところで、一応揮
発油税というものがあつた以上、な
かなか財源を持つて来るというこ
とは困難になるのであつて、私は却つて
のために折角の大きな目標というもの
が中途半端なことになつて、実現でき
んことになるのじやないかと思つて
す。若しさうでなしに、どうしても
の初年度二百八十億、五カ年間で合
計千七百億というふうなことをやら
れるなら、これは結局今後の過程にお
いてガソリン税を値上げをして行く以外
に困難だらうと思つておる。防衛分担金

や何かを削るのなら別ですよ。そうでない限りな。今の日本の財政から見て、ガソリン税の値上げでもしない限りは、ここに書いてあるような五カ年計画を遂行しようという事は困難になると思うのですが、そういうガソリン税の値上げという事も考えてこの案をお作りになつておられるのかどうかという事、それから主税局のほうでは、現在のガソリン税というものを、現在のガソリン税といたしまして、ガソリン税の値上げをする余地があるというようにお考えになつておられるのか、現在のガソリン税の税率というものを、どういうようにお考えになつておられるのか、これを聞いておきたい。

○衆議院議員(田中角栄君) ガソリン税の税率を値上げする様な考えは全然持っておりません。それは私も先ほどから申し上げております通り、いわゆる道路整備五箇年計画事業費のうちの一部として、ガソリン税収入額と相当額以上のものを確保しなければならぬ、いわゆる全一に考へておられて、当然これ以上一般財源からも整備五カ年計画費用を政府は計上すべしという事を考へておるのでありますから、ガソリン税のこの法律案ができましたために、五カ年計画の費用が大蔵当局、いわゆる予算編成の面から見て、法律ができたのだから道路費はガソリン税収入額と相当額以上はあらわんとしようという非国民的な考へを持つ大蔵当局が生れない限り、私はそういうことは断じてないという事を考へております。もう一つは、私は率直に申し上げたいのですが、この法律案を出しましたのは、我々自由党が二百八十名の多数を持つておったときでさ

もなか、道路費というものは取れない、百八十何億しか計上せられなかつたわけでありまして。私は法体系からいつても、形式からいつても申されると思うのでありますが、よしんばこれが目的税であつても、世界先進国でやつておられるのだからやつてもいいじゃないかというくらい、突き詰めた考へも持つております。

もう一つは大体において道路に対する観念が、余りにも予算編成の面から見ておられる政府当局としては、歴代内閣であります、これはなさ過ぎるから、憲法による最高権威であるところの国会の意思によつてこういう拘束をしなければ道路の整備は一体できない、こういうふうにお考へております。

なおこの法律を作つて、一部予算編成権を拘束することによりまして、私は予算の中に大きく道路費を取ることでもできるし、なおかつ保安庁の経費等も財源がないから止むを得ないという事になれば、優先順位によつて、法律義務があるものでありますから、このほうから取つて来る、この法律の成立公布の結果、保安庁経費が減つて来るのじやないかということも当然起きて来る、私は考へるのであります。現在私は衆議院でも言われたのであります、非常に皮肉なやうなものであります、非常に皮肉なやうなものでありますけれども、私は自分ではじめに答弁をいたしましたつもりであります、現在二百八十八名しか持たない自由党内閣が提出している法律案を直して道路費を増して下さるという事は簡単にできるじやありませんか。私はそれでも道路費が大きくなるとは思わないのだから、衆参両院のいわゆる

一致の議決によつてそういうことを、編成権を拘束して、少くとも二十九年以降五カ年間にわたるはこに重点的に予算が組まれることは非常ないいことだ、而も私は一切予算編成権や審議権を拘束するものではないとさえはつきり考へておられるわけでありまして。

○江田三郎君 道路を立派にするという事には何も反対じやないのです。国敗れて進駐軍道路あり(笑)それでもいいのです。いいですけれども、ただあなたが、ガソリン税は値上げをする意思はないと、こう言われました。ところでここで五カ年計画が出て、この中でガソリン税というものを二百二十億見込められるわけですか。さつきの主計局長の説明では、ガソリン税が本年度百八十億で、そのうち自動車関係が百六十二億ある、こうなつておるのです、それは今の二十八年度の只今言つた数字が自然増収だけで二百二十億になるという事でお考へになつておられるわけですか。

○衆議院議員(田中角栄君) ガソリン税は一部においては減るのじやないかというやうな議論もありますが、それは日本の現在の自動車交通やガソリンの消費という事を考へてみますと、そういう議論は先ず常識的には成り立たないという事を申し上げられるわけでありまして。

○江田三郎君 自然増収でこれは行きますか。

○衆議院議員(田中角栄君) 自然増収で参ります。それは半年前に本院にも提出せられておりました二十八年度予算案に対しては、大蔵当局はガソリン税を百六十億しか計上しておらなかつ

た。それが僅か六カ月間に百八十六億も増えております。このように財源が殖えておる、税収入が殖えるやうなものはガソリン税だけしかありません。それはちよつとの間に、僅か一年の間に二十万台も自動車が増えておるといふ状況から見ますと、現在百八十六億の目標額を予算に計上しておりますが、実際の私たちが調査しましたのは、二百四十万リットル以上の使用目標でありますから、二百四十億以上に現在の税率でも二十八年度の税収入は上る。勿論それから三〇%くらいずつ年間に現行税率で殖えて行くであろうという事は、目標としては常識的に立てられるのではないかと、さう考へております。

○江田三郎君 さつきの質問と今の質問とに主税局長から答えて頂きたい。

○政府委員(渡邊喜久造君) ガソリン税の税率を現在上げるという事は、我々考へておりません。将来の問題におきましては、私主税局長として、は、ひとりガソリン税に限りませんで、税金全体がまだまだ負担が重いのが、現状だと思つております。勿論歳出の面、それから歳入の面のグランドになり、国民経済の発展の進度というやうなものがどんなふうになるかという事でできるわけでございますが、でき得れば更に税負担は軽減して行きたい。これは一般的な問題でございますが、考へておるのであります。

その場合におきましてはガソリン税につきましても、他の税と勘案しまして、できればこれを軽減して行く方向に持つて行きたい、かように考へております。なおガソリン税の税収の見積りにつきましては、前回予算を提案いた

しましたときに、百五十六億でしたか、今提案しております数字は、最近の数字によりまして百八十六億であるという事は、田中委員の御説明になつた通りであります。将来の問題につきましては、実は我々のほうはまださうした五カ年先の見通しというものはない。

○江田三郎君 来年の見通しです。

○政府委員(渡邊喜久造君) 来年の見通しは実は私のほうはまだやつておりませんので、それだけの数字が自然増収として確保できるかということを目信を持つてお答へすることのできないことを遺憾と存じます。

○堀本三郎君 田中さんが今の御答弁をなすつたのは田中さんもちこちでもまれて来られたから御答弁が非常にお上手になられたという感じは、この前の国会のときより受けます。併し前の国会のときは御正直であつた。というのは、田中さん自身ははつきりおつしやつた。何とおつしやつたか、さつきの前段の分の、要するに政府が道路の舗装修繕に対して非常に不熱心である。実はこの法案を出しただけでも八十億から百何十億になつたのだと、で、私がよほど馬鹿なら忘れていますが、一遍聞いたことだから大抵覚えてる。だからこの法案はそれだけでも役に立つたのだと。事実大体百八十億くらい毎年あれば、確保してくればこんな法案を出すはずもなかつたのだという事を言われた記憶があります。もつと重大なる目的を以て今お説きになつたけれども、これが一番正直なお話だと思ふ。それが百八十億が二百億になるか、それは別として、又私も自身も率直に言つて現在の道路舗

装なり修理が非常に悪いことは認めておる。そうしてもつと國家予算の中に占める割合が多くなつていけない。その点で問題になりましたことは、この前建設大臣と大蔵大臣と両方併せて言つたことも、建設大臣の政治的な力が足りなくて大蔵省に圧迫されるものだから、田中さんの力を借りてこれを出して来ただけじゃないか、これは私は極言したことを覚えております。ですからまあ全体から言えば、それが真相であることだけは認めになるだろうと思ひます。今のお話を聞いてその一点を、余り長く申上げるといふ／＼たくさんありますけれども、その一点だけ特に申上げておきたいと思ひます。

○衆議院議員(田中角榮) 堀木さんから非常に御親切な御意見を拝聴して有難いのであります。私自身も率直に申上げられるとしたならば、歴代内閣が道路整備の急を説いておりますが、吉田内閣は五次に亘つておりますが、常に施政方針演説の中で道路整備の急を説いておりますが、なか／＼二百八十名あつた当時でさえも道路の優位性を認めながらも財源これを許さずということで片付けられておつたわけでありまして、現在百四十一億に、倍額近い額を計上されておると言われておりますときであり、現在の与党の数が少いのでありますから、野党の皆さんから非常にお力添えを頂ければこれも修正になるのであります。なか／＼それともわずかしいというのでありますから、私は憲法上のいわゆる予算の増額を含む修正権を持つところの國會の意思によつて、この道路費の財源確保に対する措置をとることは、これは万止むを得ない措置ではないか、こういうふう

に考へております。建設大臣が力がなからということは、まさに私は歴代、どの内閣でも大蔵大臣と建設大臣と比べれば、当然大蔵大臣が権限を持つておるのが実情でありますので、建設大臣が力がなから私の力を借りるというのではなくて、私はこの法律案を提案することによつて、憲法上の最も大きな権限のある衆議院の議決という大きな力を借りて、もつと大きな道路整備を行いたいというのでありますから、是非ともこの法律案をお通し願へるようにお願ひ申上げる次第であります。

○赤木正雄君 議事進行で。先ほど大蔵委員の方から建設大臣の御出席を要望しておられますから、もう一度委員會をやつて……。

○委員長(石川清一君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(石川清一君) 速記をつけて下さい。

○大矢半次郎君 大蔵委員會といたしまして、今後なお連合審査をお願いするかどうかということは、一度附つて相談してみてもからこちらに申上げたいと存じます。それから連合審査をしないということになりましたら、私どものほうのできるだけ議をまとめて、その結果をこちらのほうに申出る段取りになるのではないかと思われますからして、これも成るべく取急いでいたすつもりでありますからして、建設委員會で本案の採決は、私どもの申出を待つての後にして頂くことをお願ひしておきます。

○委員長(石川清一君) 建設委員會に

おいても十分大蔵委員會の御意向を汲みたいとは存じておりますが、前回からたしか審議されておつた法案であり、本日それ／＼御質疑によつて明らかになつた点もございまして、十分諸般の情勢を御斟酌の上、適當なる最も早い機会に今までの経過が活きて行くような一つ御連絡が願ひたいと存じます。

それでは連合委員會をこれにて散会いたします。

午後四時六分散会

昭和二十八年七月十一日印刷

昭和二十八年七月十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局